

令和5年度 第2回 三郷町国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和6年2月29日（月） 午後1時54分から午後2時27分まで
場 所 三郷町役場 2階 第2会議室
出席者 （委 員）先山会長、澤委員、吉良委員、紀川委員、西川委員、菅田委員
【事務局】池田副町長、辰巳住民福祉部長 高塚保険課長、村田保険課長補佐
欠席者 なし

○開会

事務局 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、令和5年度第2回三郷町国民健康保険運営協議会を開会致します。
まず始めに、会長から一言ご挨拶をお願い致します。

○会長あいさつ

会 長 皆様、こんにちは。
本日は、公私ご多忙の中、また寒い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
元日早々、石川県能登地方で震度7を観測する大地震が発生して、はや2か月が経過しようとしています。この時期としては気温の高い日もありましたが、まだまだ寒い中、今も1万人を超える人々が避難所生活を続けており、1日も早い復興を願うばかりです。
さて、本町におきましても、先日行われました選挙により、木谷 慎一郎 新町長が就任されました。「心穏やかで健康に過ごせるつながり」として、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも健康なまちづくりを公約の1つとして掲げられており、われわれもその一翼を担えるよう努めてまいりたいと考えております。
最後に、本日の主な議事は、令和6年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）でございます。この後、事務局より報告していただきますが、委員の皆様には、慎重な審議をお願いいたします。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。
本日は、よろしくお願い致します。

事務局 会長、ありがとうございました。
ここで、本日の出席状況につきまして、ご報告を申し上げます。
委員の皆様全員がご出席でございますので、本会議が成立しておりますことをご報告致します。
それでは、議事に移りたいと思います。
ここからの議事進行につきましては、協議会規則第4条の規定により、議長を会長にお願い致します。

○議事

会長

事務局

① 令和6年度 国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について

それでは、お手元にお配りしております次第に基づきまして進行致します。

まず、議事①「令和6年度 国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について」事務局に説明を求めます。

それでは、お手元に配布しております会議資料 1ページをご覧ください。

令和6年度予算（案）でございます。

令和6年度当初予算総額は、歳入歳出23億4,416万9千円となり、前年度予算総額24億3,089万8千円と比較し、8,672万9千円の減となりました。主な要因は、歳入の「3 県支出金」と歳出の「3 国民健康保険事業費納付金」の減によるものです。

内容につきましては、令和5年度まで県全体の保険税負担抑制のために活用する県繰入金を一旦市町村へ交付し、同額を県へ納付金することで保険税負担の軽減のために県がどれだけの金額を投入し負担しているかわかるよう見える化を図っておりましたが、令和6年度から県統一保険税率になることによりまして撤廃され、歳入歳出それぞれ約1億円が減となったものでございます。

それでは、資料2ページをご覧ください。

令和6年度三郷町国民健康保険事業の概要でございます。

「1. 世帯数及び被保険者数」につきましては、世帯数2,936世帯、被保険者数4,318人で、前年度比52世帯、129人の減となっております。

減となった要因といたしまして、主に団塊の世代の方が国保から後期高齢者医療に移行されており、昭和24年生まれの方が75歳になる令和6年度がピークになるといわれており、国保の被保険者数の減少は今後もしばらくは続くと見込んでおります。

続きまして「2. 保険給付」でございます。

保険給付費17億3,442万1千円。前年度比2,072万1千円、1.2%の増。1人当たりでは、40万1,672円。前年度比1万6,311円、4.2%の増となっております。1人当たりの保険給付費につきましては、県全体でも同様に大幅に伸びております。

葬祭費3万円を30件で90万円、出産育児一時金50万円を20件で1,000万円を計上いたしました。

続きまして、「3. 保健事業」でございます。

「人間ドック助成」につきましては、40歳以上の方を対象に上限3万円を助成するもので、260件、780万円を計上いたしました。

次に、「どこでも健康トビラ広告」につきましては、JR王寺駅と三郷駅構内に特定健診受診勧奨ポスターを設置し啓発を行うもので、56万7千円を計上いたしました。

次に、「カラダにごほうびプロジェクト」につきましては、特定健診や人間ドックの受診者全員にQUOカード（1,000円相当）を配付するとともに、前回受診時よりメタボ判定が改善された方には、抽選で100の方に特典を合わ

せて進呈するもので、173万8千円を計上いたしました。

最後に、「ZAP35」につきましては、運動習慣がなく、特定健診等の健診結果でBMI値が22以上30未満の方を対象に、RIZAPによる参加型セミナーを開催し、被保険者の健康意識を高め、受診率向上と医療費抑制を図るもので、52万円を計上いたしました。

これらの保健事業は、約2億4千万円の基金積立金を有効に活用させていただき、保健事業に対する注目度を上げることにより、被保険者の健康意識を高め、特定健診や人間ドックの受診率向上と医療費抑制を目的としております。

以上が、令和6年度三郷町国民健康保険事業の概要でございます。

次に、資料3ページをお願いします。

保険税率の改定について説明をいたします。

保険税率の改定にきましては、令和4年度の改定時に本協議会において審議され、令和6年度の県統一保険税率に向けて税率が急な上昇とならないよう、令和4年度・5年度・6年度と毎年度約1／3ずつ引き上げ、できるだけ上げ幅が均等になるようにとの答申をいただき、令和4年3月議会で可決いただいております。

今回の税率改定により、県統一保険税率に完全移行します。ただし、県統一保険税率につきましては、令和5年2月に県より確定値の提示がありましたが、その後の県全体の医療費等の推移状況から再度見直しが行われ、介護納付金分が変更されています。

令和6年度の税率でございます。

医療給付費分では、

所得割 7.81% を 7.64% に 0.17ポイントの減

均等割 27,100円 を 27,600円 に 500円の増

平等割 21,800円 を 20,000円 に 1,800円の減

次に、後期高齢者支援金分では、

所得割 2.71% を 3.27% に 0.56ポイントの増

均等割 9,400円 を 11,500円 に 2,100円の増

平等割 7,600円 を 8,400円 に 800円の増

最後に、介護納付金分では、

所得割 3.00% を 3.03% に 0.03ポイントの増

均等割 16,600円 を 16,900円 に 300円の増

となります。

下表につきましては、先ほどご説明いたしました、県が令和5年2月に提示いたしました統一保険税率と今回確定した統一保険税率との比較したもので、最下段の黄色の介護納付金分が変更されております。

資料4ページをお願いします。

今回の改定における、単身世帯・2人世帯・4人世帯のモデル世帯を参考までに記載しております。

ここでは、(モデル世帯2)のみ説明させていただきます。

子育て世帯の場合、前年中の収入を給与収入のみとし、保険税軽減がない場合の課税額でございます。

令和5年度、現行税率で44万1,100円に対しまして、令和6年度改定後の最終確定値では、45万6,700円と1万5,600円の増となります。

以上が 令和6年度予算（案）及び税率改定についての説明でございます。

会長 はい、ありがとうございます。それでは、本件について委員の皆様から何かご質問ございますか。

委員 2ページの「保健事業」ですけれども、「どこでも健康トピラ広告」について、5年度は79万2,000円、6年度は56万7,000円とポスターの数が減っていると思うのですが、その理由は何ですか。

事務局 令和5年度につきましては、ポスターを3枚と、プラス、スマホ広告と言いまして、スマートフォンの位置情報をを利用して、町内の7か所のポイントを通った方が何かしらのアプリを開いている時に“三郷町の国民健康保険特定健診を受けましょう”というような広告が出る事業を実施していました。しかし、これについては正直なところ、余り効果が無いと言いますか、信貴山下駅にもポイントを置いているのですが、私自身、一度も目にしたことが無くてですね、効果的にどうなんだろうということで、その部分のみ削減させていただいて、ポスターそのものは、5年度と同じく王寺駅に2枚、三郷駅に1枚という割合で設置する予定にしております。

委員 その下のQUOカードは、何円分ですか。

事務局 1,000円分のQUOカードで、予算としては、1,400人分を計上しています。

委員 この抽選の方は、また別ですか。

事務局 抽選の方につきましては、これは、QUOカードとは別に、2か年連続で健診を受けていただいた方を想定していまして、メタボリックシンドローム判定が前回に比べて、例えば、メタボ該当者から予備群あるいは非該当という風に改善した方の中から抽選で100名の方に何らかの特典を配らせていただくとことを考えております。

委員 改善した方から抽選ですか。

事務局 そうです。改善した方から抽選で100名です。もし、100名未満の場合は全員となります。

QUOカードは、これとは別に、受診された方全員に配付します。

委 員	同じく2ページの保健事業の「ZAP35」について、もう少し肥満の方を対象に含めても良いと思うのですが、BMI値22以上30未満としたのには何か理由があるのですか。
事務局	BMI値は、体重と身長から算出するもので、25以上が「肥満」、18.5～25未満が「普通」という風に判定され、最も健康で病気になりにくい状態が22とされていることから、これを下限としています。一方、上限に関しては、30を超えると、まずは体重を落とすことが優先で、いきなり運動を始めると逆に危険ということで、保健師とも相談の上で、この範囲を設定させていただきました。
会 長	他にございませんか。

○議 事

②「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について」

会 長	無いようですので、議事の②「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画について」事務局に説明を求めます。
事務局	<p>第3期データヘルス計画、並びに第4期の特定検診等実施計画の方についてごく簡単にご説明と、加えてお願ひをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、データヘルス計画とはどういう計画かですが、国民健康保険に加入しておられる40歳以上の方の生活習慣病の発症や重症化予防、それから同じ病気で複数の医療機関を受診、あるいは同じところをひと月の間に何回も受診するというようなケースがありまして、これにより医療費も嵩みますし、同じ症状に対して複数のお薬を処方されるようなこと（重複・多剤服薬）があります。その場合、薬の効き目が十分に発揮されない、あるいは一部の薬効だけが強く出てしまうというように健康上の問題もあるということで、適正な受診、あるいは適正な服薬を促進すること、ジェネリック医薬品の使用促進などによりまして、健康寿命、要は、同じ長生きでも健康な状態で長生きをしていただき、その長さを伸ばすことや医療費の適正化など、保険者として目指すところ、あるいは目標値を、この令和6年度から11年度までの6年間において、どこを目指していくのか、どのようにして目指すのかということを謳ったものになります。</p> <p>もう1つの第4期特定健診等実施計画、こちらは、先ほどのデータヘルス計画の中の一部になりますけれども、特定健診や特定保健指導などに特化した実施計画で、目標値に向かって毎年どういう風に推移しているのか、あるいは、どういう風に改善していくのか、どこに重点的に力を入れていかないといけないのか、というようなことをチェックしながら進めていくためのものになります。</p> <p>これまで当協議会の中も再三ご説明してきましたが、三郷町の特定健診の受診率というのは、ほぼ35パーセント台とすごく低いところをずっと推移してきています。片や国からは、市町村国保は60パーセントを目指しなさいよと言われ</p>

ている訳ですが、ここまで色々と事業を行ってきた中でも、そんなにすぐには受診率は上がらないもので、この計画においては、やはりこの6年間で実際に達成可能な範囲での目標値を設定して、策定させていただいている。

もちろん策定に当たっては、庁舎内だけではなく、国保連合会の評価・指導委員会の方からもアドバイスいただきながら作成していまして、運営協議会の委員の皆様にも、少し専門的で難しいものにはなりますが、ご一読いただき、もっとこんなものがあってもいいのではないか、というようなご意見等がございましたら、少し短期間ではありますが、おおよそ2週間、3月15日あたりを目処に事務局の方まで頂戴できると幸いでございます。

その点についてお願ひをして、説明の方を終わらせていただきます。

○議 事

会 長

③「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」

次に、議事の③「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について」事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、令和6年度より新たに始まります『高齢者の保健事業と介護予防の一体化な実施について』ご説明させていただきます。

資料の1ページをお願いします。

まず、最初に、高齢者の保健事業と介護予防事業の現状からご説明いたします。左上の表は、高齢者の健康状態の特性となっております。

右上の表のように、現在実施されています医療保険の生活習慣病対策やフレイル対策と介護予防が制度ごとにそれぞれバラバラで実施されており、医療保険は後期高齢者医療制度に移行します75歳を境に保険者と事業内容が異なっております。

下にいきまして、国保では特定健診・特定保健指導・人間ドック助成や重症化予防対策などを、後期では健診や人間ドック助成を、介護では一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービスの各事業を現状それぞれ別々に実施しております。

2ページをお願いします。

このページは、国が示しております一体的実施事業のスキームでございます。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するために後期高齢者の保健事業や介護保険の地域支援事業を一体的に実施することとし、医療・介護・保健のデータを横断的に分析して高齢者の健康状態と地域の健康課題を把握し支援を実施することにより、高齢者の特性であるフレイルを予防することで健康寿命の延伸と医療費・介護費の適正化を図ることを目的として、広域連合からの委託を受けて市町村は各関係部局間の連携体制整備を行い、データ分析をした上で地域課題を把握し、アウトリーチ支援や通いの場への参画等の取り組みを行い、一体化な実施をするとされました。

3ページをお願いします。

本町として、令和6年度から実施する内容をイメージ図にしております。

奈良県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、保険課・長寿健康課・地域包括支援センター及び社協とも連携・情報共有を図ってまいります。

右に行っていただきまして、通いの場へのアウトリーチ支援といたしまして、保健師や作業療法士などの専門職の介入により、フレイル予防に関する普及啓発や健康教育などを行い、高齢者の元気と絆づくりを行ってまいります。

下の矢印は、医療・健診・介護のいずれの情報もない健康不明者へのアプローチといたしまして、質問票を送付、または訪問をして把握できた課題のある高齢者を必要なサービスに繋げてまいります。

これらの事業で情報共有や連携を密にすることにより、事業の重複や漏れをなくし、高齢者一人ひとりに目配りができた、きめ細かなものとなるよう長寿健康課と共に努力してまいります。

以上が、高齢者の保健事業と介護予防の一体化な実施についての説明でございます。

会長 ありがとうございます。本件について何かご質問ございますか。

委員 緑色で囲った「InBodyの活用」のところで、いきいき100歳体操の14か所、年2回とありますが、これは地域でされているサテライトのところに行っていただけるということですか。

事務局 その通りです。既に生き生きクラブ（老人会）やいきいき100歳体操に社協の方から出向いて行っていますが、保健師や作業療法士が実際に現場にお邪魔して、フレイル予防の観点で身体的にもそうですし、お口の健康などについても、啓発活動や健康教育、健康相談などを行います。先ほどの説明にはありませんでしたが、InBodyと言いまして、体組成計みたいなものを想像していただけだと分かりやすいと思うのですが、身体の状態がどうなっているのか、年に2回、本当は1年くらい空けた方が良いみたいですが、我々が介入させていただいて、どういう風に変化しているのか、毎回、毎年度させていただいて、それをフィードバックさせていくというような形でやっていければと考えております。

会長 ありがとうございます。他にはございませんでしょうか。

○議事

④「その他」

会長 では次に、議事の④「その他」ということで事務局から何かありますか。

事務局 ございません。

会長 委員の皆様より、「その他」でご質問等ございますか。

委員 先ほどの税率改定のところで、4ページの（モデル世帯2）というのは子育て世帯ですよね。1万5,600円上がるということで、ここが1番厳しいような感じがするのですが。何か支援は無いのですか。

事務局

国民健康保険税の仕組みと言いますか、均等割と言いまして、被保険者の方1人あたり、頭数に対して課税されるものがありますので、子育て世帯に対してこれだけかかるのはどうなのかというの、もちろん心情としてよく分かりますが、現状はこの税率で進めていくという風になっております。

今政府の方で、こども家庭庁などができる、社会全体でこうした子育て支援をバックアップしていくこと、国民健康保険から少し話がそれますが、令和6年度から後期高齢者医療制度、要は75歳以上の方から逆にこうした子育て世帯に対する支援金を出そうということで、テレビなどでもお耳にされているかと思いますが、月額500円程度、高齢者の方に負担していただこうというような話が出ているかと思います。

では現役世代、74歳未満の方の方についてはどうなのかということですけれども、これについては、令和8年度から国民健康保険や社会保険などからも、同じように、子ども・子育て支援金という名目で、社会保険料の中で負担金を徴収するという風に聞いております。

かつ、18歳以下の方、要は高校生世代以下の子さんについては、子育て支援金の均等割は一応免除しますよという風に、今現在のところ国の方からは方針として示されておりますので、ちょっと長期的に見れば、そういう子育て世帯を全世代で支えていこうというような仕組みの方にシフトしていくという風に、現在国の方で進めておられるというような状況になっております。

※ 令和4年度より、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児を対象として均等割額の1/2を軽減する措置が設けられています。

会長

他には何かございませんでしょうか。

それでは、本日の議事は、全て終了致しました。

以上をもちまして、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会致します。
本日は、ありがとうございました。